

役員 の 報 酬 及 び 費 用 に 関 す る 規 程

平成 24 年 6 月 26 日 制 定
平成 25 年 3 月 22 日 一部改正
平成 26 年 6 月 27 日 一部改正
平成 29 年 6 月 26 日 一部改正
令和 2 年 6 月 29 日 一部改正

(目的及び意義)

第 1 条 この規程は、公益社団法人日本モーターボート選手会（以下「本会」という。）の定款第 29 条の規定に基づき、役員 の 報 酬 等 及 び 費 用 に 関 し 必 要 な 事 項 を 定 め る こ と を 目 的 と す る。

(定義等)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、社員総会で選任された役員のうち、本会を主たる勤務場所として当該職責の事務をする者をいい、そのうちの理事を会長および専務理事という。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の理事および監事といい、そのうちの会長を非常勤会長および常務理事を非常勤常務理事という。
- (4) 報酬等とは、業務遂行の対価として受ける財産上の利益である報酬（税制上の経済的な利益等のすべてを含む）及び退任慰労金であって、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、業務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいい、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第 3 条 本会は、役員 の 職 務 執 行 の 対 価 と し て 報 酬 を 支 給 す る こ と が で き る。

- 2 役員 の 報 酬 は 月 額 と す る。
- 3 常勤役員 の 退 任 に 当 た っ て は 、 当 該 役 員 の 任 期 に 応 じ 退 任 慰 労 金 を 支 給 す る。

(報酬等の額の決定)

第 4 条 本会 の 役 員 の 報 酬 月 額 は 、 総 会 に お い て 決 定 し た 総 額 の 範 囲 内 で 、 理 事 会 の 承 認 の う え 、 別 表 第 1 「 常 勤 役 員 の 報 酬 月 額 表 」 並 び に 別 表 第 2 「 非 常 勤

会長の報酬月額表」、別表第3「非常勤常務理事の報酬月額表」、別表第4「非常勤理事及び非常勤監事の報酬月額表」により決定する。

- 2 会長報酬は、別表第1「常勤役員の報酬月額表」の11号俸以上、専務理事は6号俸以上を適用するものとする。
- 3 常勤役員に対する退任慰労金は、別表第5「常勤役員退任慰労金の算出要領」に定める算式により算出される額とする。
ただし、在職時における職務遂行状況により本会が著しい損害を被った等が認められた場合は、理事会の決議により退任慰労金の金額を減額することができる。
- 4 常勤役員が総会で定款第13条第1項第2号の解任の決議を受けた場合は、前項の規定は適用しないものとする。
- 5 在任中に特に功労が認められる常勤役員に対しては、退任時の報酬月額の範囲内で、理事会の決定に基づき、功労金を支給することができる。
- 6 退任慰労金及び功労金は、任期満了により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(報酬の日割計算)

第5条 役員が月の初日以外の日新たに就任したとき、当該月における報酬月額は次の算式による額とし、翌月の報酬の支給時に合算して支給する。

$$\text{月額報酬} \times \frac{\text{業務日数 (土日及び祝日を含む)}}{\text{当該月の総日数}}$$

- 2 役員が月の末日以外の日退任もしくは死亡したとき、当該月における報酬月額は、前項の算式を準用する。
- 3 前2項で計算した金額に円未満の端数を生じたときは、これを切り上げるものとする。

(報酬の支給日)

第6条 報酬は、月額をもって支給するものとし、毎月20日に支払うものとする。
ただし、20日が土・日・祝日に当たる場合は、その前日に繰り上げて支給する。

(報酬等の支給方法)

第7条 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(通勤費)

第8条 常勤役員には、その通勤の実態に応じ、通勤費を支給する。

(費用)

第9条 本会は、役員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第10条 本会は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第2項に基づき報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(規程の改廃)

第11条 この規程を改廃しようとするときは、総会の議決を得なければならない。

附 則

この規程は、公益社団法人日本モーターボート選手会の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。

附 則

平成25年3月22日に一部改正した規定は、公益社団法人日本モーターボート選手会の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。

附 則

平成26年6月27日に一部改正した規程は、同日から施行する。

附 則

平成29年6月26日に一部改正した規程は、同日から施行する。

附 則

令和2年6月29日に一部改正した規程は、同日から施行する。

別表第1 常勤役員の報酬月額表（第4条関係）

号俸	報酬月額	号俸	報酬月額
1	1,000,000円	11	2,000,000円
2	1,100,000円	12	2,100,000円
3	1,200,000円	13	2,200,000円
4	1,300,000円	14	2,300,000円
5	1,400,000円	15	2,400,000円
6	1,500,000円	16	2,500,000円
7	1,600,000円	17	2,600,000円
8	1,700,000円	18	2,700,000円
9	1,800,000円	19	2,800,000円
10	1,900,000円	20	2,900,000円

別表第2 非常勤会長の報酬月額表（第4条関係）

号俸	報酬月額	号俸	報酬月額
1	1,000,000円	9	1,800,000円
2	1,100,000円	10	1,900,000円
3	1,200,000円	11	2,000,000円
4	1,300,000円	12	2,100,000円
5	1,400,000円	13	2,200,000円
6	1,500,000円	14	2,300,000円
7	1,600,000円	15	2,400,000円
8	1,700,000円		

別表第3 非常勤常務理事の報酬月額表（第4条関係）

400,000円以内

別表第4 非常勤理事及び非常勤監事の報酬月額表（第4条関係）

200,000円以内

別表第5 常勤役員退任慰労金の算出要領（第4条関係）

第1号 常勤役員退任慰労金の算出は、常勤役員時における報酬月額に在任年数を乗じた金額とする。

第2号 前号の在任期間に1月に満たない端数を生じたときは、報酬月額を当該暦月の日数で除して在任日数を乗じた金額とする。ただし、円未満の端数を生じたときは、これを切り上げるものとする。